

蒲郡市子ども医療費助成条例（平成１４年蒲郡市条例第３５号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	蒲郡市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	74-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	蒲郡市子ども医療費助成条例（平成１４年蒲郡市条例第３５号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第１の項	56	
③番号法別表第２の項	106	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		蒲郡市個人番号の利用に関する条例別表第１第7の項 蒲郡市子ども医療費助成条例（平成１４年蒲郡市条例第３５号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第１条	蒲郡市子ども医療費助成条例第１条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第１条 この条例は、（子どもの福祉の増進を図るため）、（子ども）の医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		蒲郡市子ども医療費助成条例 蒲郡市子ども医療費助成に関する規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	蒲郡市子ども医療費助成条例第4条第1項 蒲郡市子ども医療費助成に関する規則第5条第1項（第4号様式）
事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	蒲郡市子ども医療費の助成認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号ニ	蒲郡市子ども医療費助成条例第4条第1項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報
備考		

届出情報

届出日	2024年06月07日
独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月14日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	19
保護評価書の名称	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E8%92%B2%E9%83%A1%E5%B8%82&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=10&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=10&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

委任関係	
------	--